

令和4年9月26日 14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社浅沼組

期間: 令和4年9月26日から令和4年10月25日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社浅沼組の元営業所長が、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

総務部契約課建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

総務部経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和4年9月26日

近畿地方整備局

株式会社浅沼組に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社浅沼組の元営業所長は、千葉営業所長だった令和2年4月、千葉縣市川市発注の学校校舎解体工事の一般競争入札を巡り、市川市前市長の関係者らから事前に工事価格や入札参加者名を入手して落札し、公正な入札を妨害したとして、令和4年7月26日、公契約関係競売等妨害容疑で千葉県警に逮捕された。

2. 指名停止措置理由

株式会社浅沼組の元営業所長が、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号ロ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社浅沼組

大阪府大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル

代表取締役 浅沼 誠

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年9月26日から令和4年10月25日まで（1ヵ月）

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

（公契約関係競売等妨害又は談合）

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員